

議 長 日程第9「報告第3号専決処分の報告について（松田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

環境上下水道課長 それでは、報告第3号専決処分の報告について、御説明させていただきます。

本報告につきましては、町長の専決処分事項に関する条例第1条第4号の規定により、松田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、これを御報告するものでございます。

1枚おめくりください。専決処分書でございます。

専決処分の理由です。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令が改正され、令和7年6月1日に施行されることに伴い、同施行令を引用している条例の一部を改正することについて、町長の専決処分事項に関する条例第1条第4号の規定に基づき、専決処分により条例の改正を行いましたので、本定例会にて報告するものでございます。

2枚おめくりいただき、参考資料、新旧対照表を御覧ください。第4条第6号中第21条第2項第1号を第22条第2項第1号に改めるものでございます。

恐れ入ります。1ページお戻りいただきまして、3ページ目の条例本文を御覧ください。附則でございます。この条例は、令和7年6月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 1点ですね、この該当箇所のある公園が松田町にあるのか、あればどこにあるのかを教えてくださいと思います。

環境上下水道課長 御質問ありがとうございます。松田町の中にもございます。主にですね、公園の中のトイレ等に障害者の方が不自由なく出入りできるような形にするというようなことを目指すようなものとなっております、基本的には、新設、改

良等のときに配慮するようにというようなものでございます。以上です。

議

長　ほかには何かございますか。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。